**日本公衆衛生学会 認定専門家研修認定 申請書**

「地方学会および研修会における研修認定と助成金の申請に関する規程」を確認の上、

下記について、日本公衆衛生学会 認定専門家研修の認定を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | 備考 |
| 地方学会名、研修会名 |  |  |
| 主催団体 |  |  |
| 主催責任者 氏名･所属･職位 |  |  |
| 実施期間 |  |  |
| 実施場所 |  |  |
| 目的 |  |  |
| 主な募集対象者 |  |  |
| 出席者数  （うち日本公衆衛生学会会員数） | 人  　　　　　　（　　　　　　　人） |  |
| プログラムの概要 |  |  |
| 参加講師人数 |  |  |
| 期待される教育・実務・研究上の効果  （特に公衆衛生的な効果についても記すこと） |  |  |
| 参加者による、プログラムの評価方法 |  |  |

＊記入欄は適宜拡大してご使用ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請代表者2 氏名 |  | 認定専門家であることが必須 |
| 申請代表者 所属･職位 |  |  |
| 認定専門家番号 |  |  |
| 連絡先(電話番号) |  |  |
| 連絡先(Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ) |  |  |
| 申請年月日(西暦) | 年　　　月　　　日 |  |

2申請代表者は、主催責任者、もしくはそれに準じる者であることが必要です。加えて、日本公衆衛生学会 認定専門家であることが必須です。

注） 以下、「地方学会および研修会における研修認定と助成金の申請に関する規程」より抜粋：

3．専門家研修の認定の申請について

　(1)　研修の認定に係る別紙の申請書を研修実施３か月前までに事務局へ提出する。

(2)　申請代表者は、主催責任者とする。ただし、それに準じる者によって代えることができる。

(3)　申請代表者は、認定専門家でなければならない。

(4)　採択された場合は、「日本公衆衛生学会認定専門家研修認定」の地方学会または研修会であることをホームぺージ及び抄録集等に必ず記載し広報する。

(5)　営利目的等のものと判断されるものは認定の対象としない。